

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (9月13日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
議案第37号の上程、説明	9
議案第38号の上程、説明	10
議案第39号の上程、説明	10
議案第40号の上程、説明	11
議案第41号の上程、説明	12
議案第42号の上程、説明	13
議案第43号の上程、説明	13
議案第44号の上程、説明	14
認定第1号の上程、説明	14
認定第2号の上程、説明	17
認定第3号の上程、説明	19
認定第4号の上程、説明	20
認定第5号の上程、説明	21
認定第6号の上程、説明	22
報告第4号の上程、報告	22
報告第5号の上程、報告	22
報告第6号の上程、報告	23
報告第7号の上程、報告	23
散会の宣告	23

第 2 号 (9月14日)

開議、散会の日時	25
出席議員	25
欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	25
事務局出席者	25
議事日程	26
開議の宣告	27
一般質問	27
前田孝議員	27
仲井間宗利議員	29
大城佐一議員	30
吉濱覺議員	34
散会の宣告	44

第 3 号 (9月15日)

開議、散会の日時	45
出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	45
事務局出席者	45
議事日程	46
開議の宣告	47
議案第37号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	47
議案第38号の質疑、委員会付託	47
議案第39号の質疑、委員会付託	47
議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	47
議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	52
議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	52
議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	52
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	53
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	54
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	55
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	55
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	55
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	56
諸般の報告	57

休会について	57
散会の宣告	57
第 4 号 (9月22日)	
開議、閉会の日時	59
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	59
事務局出席者	59
議事日程	60
開議の宣告	62
議案第38号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	62
議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	63
議案第40号～議案第44号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	64
議案第37号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	67
委員会の閉会中の継続審査の件	71
陳情第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	71
意見案第7号及び意見案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	72
決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	75
議員派遣の件	76
諸般の報告	77
閉会の宣告	77
署名議員	78

平成29年第7回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成29年9月13日
会期10日間
閉会 平成29年9月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月13日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告4件
9月14日	木	本会議	午前10時	一般質問
9月15日	金	本会議	午前10時	議案第37号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第38号質疑、総務常任委員会付託 議案第39号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第40号～第44号質疑、予算審査特別委員会付託 認定第1号～第6号質疑、決算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第40号～第44号予算審査特別委員会 (説明～採決)
9月16日	土	休 会		
9月17日	日	休 会		
9月18日	月	休 会		敬老の日
9月19日	火	委員会	午前10時	議案第38号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第9号及び第10号総務常任委員会 (検討～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第39号経済建設常任委員会 (説明～採決) 陳情第6号及び第7号経済建設常任委員会 (検討～採決)
9月20日	水	委員会	午前10時	議案第37号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (説明～検討)
9月21日	木	委員会	午前10時	議案第37号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～採決)
9月22日	金	本会議	午後2時	議案第38号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第39号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第40号～第44号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月22日	金	本会議	午後2時	議案第37号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、 表決 意見案等の処理(閉会)

会期日数 10日間 本会議日数 4日間 委員会日数 4日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
6	平成29年7月10日	地元産品奨励及び地元企業 優先使用について（陳情）	大宜味村商工会 会長 宮城 弘隆	経済建設常任委員会
7	平成29年8月10日	「全国森林環境税の創設に 関する意見書採択」に関する 陳情について	全国森林環境税創設促 進議員連盟 会長 板垣 一徳	経済建設常任委員会
8	平成29年8月25日	地球で生き続ける為の地球 社会建設希望決議を、今、 して頂きたい陳情書	荒木 實	議員配布
9	平成29年8月30日	国保県単位化における国保 制度改善を求める意見書採 択についての陳情書	沖縄県社会保障推進協 議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会
10	平成29年8月30日	こどもの医療費助成制度に 係る意見書採択についての 陳情書	沖縄県社会保障推進協 議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会

平成29年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成29年9月13日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成29年9月13日 午前10時00分)

散 会 (平成29年9月13日 午前11時15分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	大 城 武
副 村 長	島 袋 幸 俊	建設環境課長	新 城 寛
総 務 課 長	神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 咲 代
財 務 課 長	知 念 和 史	教 育 長	米 須 邦 雄
子ども子育て 支 援 室 長	大 嶺 実	教 育 課 長	山 城 均
住民福祉課長	宮 平 和 美	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	神 里 富 松
企画観光課長	福 地 亮	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第37号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
6	議案第38号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案第39号	大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案第40号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	提案説明
9	議案第41号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	提案説明
10	議案第42号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
11	議案第43号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
12	議案第44号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	提案説明
13	認定第1号	平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
14	認定第2号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
15	認定第3号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
16	認定第4号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
17	認定第5号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
18	認定第6号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提案説明
19	報告第4号	専決処分の報告について 大宜味小学校・中学校プール新築工事（建築）の請負契約の変更について	報 告

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	報告 第 5 号	平成28年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について	報告
21	報告 第 6 号	平成28年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
22	報告 第 7 号	平成28年度決算に基づく資金不足比率について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼、おはようございます。
ただいまから平成29年第7回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 金城 勇議員及び5番 宮城辰徳議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月22日までの10日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会及び経済建設常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
6月定例会後の行政報告を行います。

6月22日に、村社会福祉協議会の島田哲夫新会長の就任報告の来訪があました。

25日には、八重山一心会の総会及び敬老会があり、総務課長と参加をし、激励をしてまいりました。八重山一心会からは、本年度は一心会創立50周年記念式典を11月11日に開催するので、協力のお願がありました。

7月8日には、大保ダム祭り及びキャンドルナイトが盛大に開催されました。

10日には、桃原秋子氏の叙勲伝達式を村長室で行っています。

16日には、くがに一芸能協会の総会に教育長と参加し、激励をしました。

19日には、村管理職と総合事務局との懇談会を行っております。

26日には、太田元県知事の県民葬に参加をいたしました。

8月5日には、愛知県蟹江町の須成祭りに案内があり、出席いたしました。3日間の滞在中、職員を初め、町長みずから町内の商工関係に案内をし、シークワサーのアピールをしていただきました。来年4月に、蟹江町で完成予定の観光センターにおいて、観光と物産の提携をしていきたいとの要望がありました。

19日には、神奈川県厨子沖縄祭り、26日、27日には、群馬県前橋市における沖縄祭りに参加をし、シークワサーと観光のアピールを行ってまいりました。両祭りとも、村観光大使の東風平高音さんと宮川たま子さんの進行で大宜味オンリーで大変盛り上がりしました。

9月2日には、大保ダムにおいて、職員多数の参加のもと、避難所における救助訓練を行いました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

発注いたしました公共工事の入札結果を提出しておりますので、御参照願います。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第37号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第37号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

内容につきましては、次のページをお開き願いたいと思います。

収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益としての未処分利益剰余金187万6,983円のうちから、特定目的の積立金として20万円を減債積立金として。同じく20万円を利益積立金として142万8,138円を

建設改良積立金として。また4万8,845円を一般会計への還付金として利益剰余金を処分するものであります。

利益の処分については、公営企業法の規定により条例に定めるところ、議会の議決を得て行わなければならないため提案するものであります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第38号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第38号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年総務省令第20号）の一部が改正され、平成29年4月1日から施行されたことに伴い、大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、平成29年3月31日までとした適用期限を2年間延長し、過疎法に係る省令の一部改正に伴い、対象業種を追加いたしました。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第39号 大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第39号 大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

ネコによる村の環境衛生の保持及び自然環境の保全への影響に対し改善を図るため、条例の一部を改正する必要があり、この案を提出する。

内容につきましては、世界自然遺産登録に向け取り組んでいる野猫の頭数削減に向け、野良猫による繁殖を抑えるため、飼い猫との区別をつけるマイクロチップ等の措置を予算の範囲内で行えるように改正したものです。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第40号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第40号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）

平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,484万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億593万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第40号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）の概要を説明します。

今回の予算は、2億9,484万円の増額補正となっております。

では、歳入の主な概要を説明します。予算書1ページ、お開きお願いします。

9款地方交付税9,529万8,000円の増額ですが、決定に伴う増であります。

12款使用料及び手数料306万円の減額ですが、商工使用料であります。

14款県支出金1,896万2,000円の増額ですが、主なものとして、沖縄振興特別推進交付金の増であります。

16款寄附金2,700万円の増額ですが、むらづくり応援寄附金の増であります。

18款繰越金は1億3,936万5,000円を増額しています。

19款諸収入206万9,000円の増額ですが、主なものとして、土地改良施設維持管理適正化事業交付金の増であります。

次のページ、20款村債1,258万円の増額ですが、主なものとして臨時財政対策債の増額となっております。以上、歳入の概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。予算書、次の3ページをお開きください。

2款総務費6,271万8,000円の増額ですが、主なものとして、一般管理費で低炭素社会構築事業、改善センター管理費で工事請負費によるものです。

3款民生費341万1,000円の増額ですが、主なものとして、両保育所の備品購入によるものです。

4款衛生費337万1,000円の増額ですが、主なものとして、火葬場駐車場増設によるものです。

7款商工費1,219万6,000円の減額ですが、観光費によるものです。

8款土木費1,486万4,000円の増額ですが、主なものとして、道路橋梁費、河川費によるものです。

予算書、次の4ページをお開きください。

10款教育費548万6,000円の増額ですが、主なものとして、事務局費の備品購入費、学校管理費の廃棄薬品処理によるものです。

11款災害復旧費300万円の増額ですが、農道災害復旧によるものです。

13款諸支出金9,940万8,000円の増額ですが、主なものとして、財政調整基金の積立金によるものです。以上が歳出の主な概要です。

5ページには地方債の補正を記載しています。限度額1億5,060万円から1億6,318万円になっております。以上で説明を終わります。

詳細につきましては、委員会で担当課長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第41号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第41号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,181万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,243万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第41号、大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要について説明いたします。

今回の補正は、1,181万1,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要について説明します。予算書1ページ、お開きください。

6款前期高齢者交付金の決定額による2,131万6,000円の減額となっております。

7款県補助金の財政調整交付金、保健事業の報酬等による146万4,000円の増額となっております。

12款繰越金ですが、3,157万1,000円の増額となっております。

続きまして、歳出の概要について説明します。2ページ、お開きください。

3款後期高齢者支援金ですが、決定額による292万6,000円の減額です。

11款、返還額が当初の予算見積もりより上回ったため745万1,000円を増額しています。

12款予備費564万8,000円の増額でございます。

詳細については、予算委員会で課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第10 議案第42号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第42号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,554万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰越金が39万円、歳出で主に予備費の36万4,000円による補正となっております。

なお、詳細については、予算委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第11 議案第43号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第43号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,626万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰越金が25万7,000円、歳出で予備費に同額の補正となっております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第12 議案第44号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第44号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,473万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

次のページ、1ページ、2ページをお開き願いたいと思いますけれども、内容につきましては、歳入で繰越金が32万5,000円を増額し、歳出で予備費を同額増額しております。

詳細については、委員会で担当課長より説明させていただきたいと思っております。御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第13 認定第1号 平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

てを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 認定第1号 平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) それでは認定第1号 平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

内容の説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に説明いたします。

平成29年7月4日に大宜味村会計管理者から村長宛てに平成28年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、平成29年7月10日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成29年8月25日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調書審査意見書の提出がありました。地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に平成28年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容の概略を説明したいと思います。

なお、認定書の構成を簡単に御説明いたしますと、歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は決算書の6ページから23ページに記載しております。それから、歳出の内容は24ページから65ページに記載してございます。その他参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を66ページに掲載しております。財産に関する調書を67ページから98ページに掲載しております。そのほか基金管理状況、各課別の主要な成果表を添付しております。

では、決算書の66ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。この中で、歳入総額40億7,424万8,237円、歳出総額36億6,711万1,495円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として6,777万1,000円があります。実質収支額は3億3,936万5,742円となっております。

歳入の概要を主な款で説明します。1ページのほうにお戻りください。

1款村税ですが、調定額7億1,102万4,471円に対しまして、収入済額6億8,746万3,292円となり、収納率が96.7%となっております。なお、収入全体に対する割合は16.9%を占めております。不納欠損額については163万835円となっております。

2款地方譲与税2,461万3,000円、3款利子割交付金13万2,000円、4款配当割交付金21万6,000円、5款株式等譲渡所得割交付金17万2,000円、6款地方消費税交付金4,512万6,000円、7款自動車取得税交付金463万6,000円、8款地方特例交付金59万5,000円は、それぞれ調定額と同額の収入となっております。

9款地方交付税ですが、この地方交付税は村財政の主要な財源となっており、調定額が11億3,838万7,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に対する交付税の割合は27.9%を占めております。

10款交通安全対策特別交付金92万7,000円ですが、調定額と同額の収入となっております。

決算書、次の2ページをお開きください。

11款分担金及び負担金ですが、調定額1,292万540円に対しまして、収入済額1,254万8,340円となり、収納率97.1%となっております。

12款使用料及び手数料ですが、調定額5,959万6,553円に対しまして、収入済額5,206万3,311円となっております。収納率で87.4%となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額2億6,790万539円に対しまして、収入済額2億3,129万2,539円となり、収入全体に占める割合は5.7%となっております。なお、3,660万8,000円は翌年度への繰り越しとなっております。

14款県支出金ですが、調定額8億3,812万5,770円に対しまして、収入済額6億5,450万7,770円となり、収入全体に占める割合は16.1%となっております。なお、1億8,432万6,000円は翌年度へ繰り越ししております。

15款財産収入ですが、調定額9,628万6,343円に対しまして、収入済額4,906万7,176円となり、収納率で前年度の0.2%増の51%となっております。

16款寄附金9,708万8,577円ですが、対前年度2,736万2,000円の増となっております。調定額と同額の収入となっております。

17款繰入金ですが、調定額8,513万6,852円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は2.1%となっております。

18款繰越金ですが、調定額4億1,568万7,875円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額1億7,627万1,640円に対しまして、収入済額8,359万5,505円となり、収納率で47.4%となっております。

決算書は次の3ページ、下のほうです。

20款村債ですが、調定額4億9,099万3,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定総額44億6,583万6,164円に対しまして、収入済額40億7,424万8,237円となり、収納率で91.2%となっております。

決算書、4ページをお開きください。歳出の概要を説明いたします。

1款議会費ですが、予算現額6,201万3,000円に対しまして、支出済額6,146万5,418円となり、執行率は99.1%となっております。

2款総務費ですが、予算現額7億3,836万6,000円に対しまして、支出済額7億403万2,226円となっており、環境整備監視調査業務ほか2件の繰越事業がありまして、執行率は95.4%となっております。

3款民生費ですが、予算現額6億8,568万3,000円に対しまして、支出済額6億6,790万4,363円となっており、幼保連携型総合施設整備事業の繰越事業がありまして、執行率が97.4%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額5億5,632万6,000円に対しまして、支出済額5億5,264万6,968円となっており、執行率が99.3%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額2億5,879万3,000円に対しまして、支出済額2億2,752万3,288円

となっております、園芸ブランド機械整備事業ほか1件の繰越事業がありまして、執行率が87.9%となっております。

7款商工費ですが、予算現額6,047万7,000円に対しまして、支出済額5,386万392円となっております、企業支援施設導水水源調査業務の繰越事業がありまして、執行率が89.1%となっております。

8款土木費ですが、予算現額3億7,611万7,000円に対しまして、支出済額2億6,860万8,351円となっております、道路新設改良事業ほか1件の繰越事業がありまして、執行率が71.4%となっております。

決算書、次の5ページ、下のほうです。

9款消防費ですが、予算現額1億3,169万4,000円に対しまして、執行率は100%となっております。

10款教育費ですが、予算現額5億4,869万9,000円に対しまして、支出済額3億6,033万8,189円となっております、沖縄振興公共投資交付金事業ほか1件の繰越事業がありまして、執行率が65.7%となっております。

11款災害復旧費ですが、予算現額2,618万2,000円に対しまして、支出済額2,505万7,168円となっております、執行率が95.7%となっております。

12款公債費ですが、予算現額2億5,581万5,000円に対しまして、執行率が100%となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額3億5,826万8,000円に対しまして、執行率は100%となっております。

歳出予算現額の総額43億2,723万4,000円に対しまして、支出済額の総額36億6,711万1,495円となり、全体の執行率は84.7%となっております。なお、3億3,540万5,000円は翌年度への繰越額となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細については、委員会で担当課長より説明します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 認定第2号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第2号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第2号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書の19ページ、お開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 6 億8,551万644円、歳出総額 6 億3,993万8,824円、歳入歳出差引額4,557万1,820円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書 1 ページにお戻りください。歳入の主な概要を説明いたします。

1 款国民健康保険税、調定額7,547万9,858円に対しまして、収入済額6,441万4,159円で、収納率が85.3%、収入全体に占める割合は9.4%となっております。昨年度より0.8%上がっております。なお、243万8,303円を不納欠損としております。

4 款国庫支出金の調定額 1 億8,964万9,321円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は27.7%となっております。

5 款療養給付費交付金の調定額2,042万8,066円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は3%となっております。

6 款前期高齢者交付金の調定額8,579万8,887円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は12.5%となっております。

7 款県支出金、調定額4,961万6,813円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は7.2%となっております。

9 款共同事業交付金の調定額 1 億6,797万732円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は24.5%となっております。

11 款繰入金の調定額7,134万8,000円に対しまして、収入済額も同額です。収入全体に占める割合は10.4%となっております。

12 款繰越金の調定額3,078万2,231円、収入済額も同額となっております。

決算書 3 ページをお開きください。歳出の概要を説明します。

1 款総務費ですが、予算現額439万5,000円に対しまして、支出済額407万3,039円となり、執行率は92.7%となっております。

2 款保険給付費、予算現額 3 億7,575万2,000円に対しまして、支出済額 3 億5,045万4,945円、執行率93.3%となっております。

3 款後期高齢者支援金等ですが、予算現額6,021万6,000円に対しまして、支出済額6,021万2,687円となっております。執行率は100%となっております。

6 款介護納付金ですが、予算現額3,100万5,000円に対しまして、支出済額3,100万4,857円、執行率はほぼ100%となっております。

7 款共同事業拠出金ですが、予算現額 1 億7,757万8,000円に対しまして、支出済額 1 億7,757万5,934円、執行率100%となっております。

8 款保健事業費、予算現額939万9,000円に対しまして、支出済額864万2,551円となって、92%の執行率となっております。

決算書 4 ページ、お開きください。

歳出予算現額の総額 6 億7,419万1,000円に対しまして、支出済額の総額 6 億3,993万8,824円となり、94.9%の執行率となっております。

詳細については、委員会で担当課長から説明します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 認定第3号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第3号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第3号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億4,829万3,526円、歳出総額1億3,996万3,421円、歳入歳出差引額833万105円となり、実質収支額も同額となっております。

1ページにお戻りください。歳入の概要を説明します。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額7,666万4,083円に対しまして、収入済額7,560万4,687円となり、収納率は98.6%となっております。収入全体に占める割合は51%となっております。

2 款国庫支出金ですが、調定額1,000万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は6.7%となっております。

3 款繰入金ですが、調定額5,315万7,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は35.8%となっております。

4 款繰越金ですが、調定額451万3,703円、収入済額も同額です。収入全体に占める割合は3%となっております。

6 款村債ですが、調定額500万円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は3.4%となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を説明します。

1 款簡易水道総務費ですが、予算現額6,995万4,000円に対しまして、支出済額6,471万7,898円となり、主に光熱水費及び修繕費等の不用額があり、執行率は92.5%となっております。

2 款簡易水道事業費ですが、予算現額1,550万9,000円に対しまして、支出済額1,550万1,588円となり、ほぼ100%の執行率となっております。

3 款公債費ですが、予算現額5,979万7,000円に対しまして、支出済額5,974万3,935円となり、執行率99.9%となっております。

歳出予算現額の総額1億4,773万3,000円に対しまして、支出済額の総額1億3,996万3,421円となり、全体の執行率は94.7%となっております。

なお、詳細については、決算審査特別委員会で説明を行います。各課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 認定第4号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第4号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第4号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書7ページ、お開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,130万7,634円、歳出総額2,966万3,623円、歳入歳出差引額164万4,011円となり、実質収支額も同額となっております。

決算書1ページのほうにお戻りください。歳入の概要を説明します。

1款使用料及び手数料ですが、調定額393万3,690円に対しまして、収入済額391万1,920円となり、収納率99.4%となっております。収入全体に占める割合は12.5%となっております。

3款繰入金ですが、調定額2,298万4,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は73.4%となっております。

4款繰越金、調定額121万1,633円、収入済額も同額です。収入全体に占める割合は3.9%となっております。

6款村債ですが、調定額320万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は10.2%となっております。

決算書2ページ、お開きください。歳出の概要を説明します。

1款公共下水道事業総務費ですが、予算現額1,817万3,000円に対しまして、支出済額1,751万99円となり、執行率は96.4%となっております。

3款公債費ですが、予算現額896万5,000円に対しまして、支出済額895万3,524円となり、ほぼ99.9%

の執行率となっております。

歳出予算現額の総額3,084万6,000円に対しまして、支出済額の総額2,966万3,623円となり、執行率96.2%となっております。

なお、詳細については、決算審査特別委員会で担当課長のほうから説明します。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 認定第5号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第5号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第5号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書7ページ、お聞きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,468万9,042円、歳出総額3,416万3,904円、歳入歳出差引額52万5,138円となり、実質収支額も同額となっております。

1ページのほうにお戻りください。歳入の概要を説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,762万52円に対しまして、収入済額1,767万2,364円となり、収納率は100.3%となっております。収入全体に占める割合は51%です。収納率が100%を超えていますが、還付金の未済額があるためです。

4款繰入金ですが、調定額1,640万4,345円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は47.2%です。

次に決算書2ページをお聞きください。歳出の概要を説明します。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,418万円に対しまして、支出済額3,396万1,335円となり、執行率99.8%となっております。

歳出予算現額の総額3,475万3,000円に対しまして、支出済額の総額3,416万3,904円となり、全体の執行率は98.3%となっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長より説明しますので、御審議のほどよろしくお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎認定第6号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第18 認定第6号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 認定第6号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

この件については、説明資料等を添付してございますので御参照願いたいと思います。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎報告第4号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第19 報告第4号 専決処分の報告について（大宜味小学校・中学校プール新築工事（建築）の請負契約の変更について）を議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第4号 専決処分の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、先ほどありましたように、大宜味村立小学校・中学校のプール建設の建築の部で完成して、積算後の変更契約に基づくものであります。

専決処分書と変更契約書を添付してございますので、どうぞ御参照願いたいと思います。以上で終わります。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第5号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第20 報告第5号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第5号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成28年度沖縄県町村土地開

発公社決算を別紙のとおり報告する。

平成29年9月13日提出
大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第6号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第21 報告第6号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第6号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率について

平成28年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

平成29年9月13日提出
大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第7号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第22 報告第7号 平成28年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第7号 平成28年度決算に基づく資金不足比率について

平成28年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

平成29年9月13日提出
大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時15分)

平成29年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成29年9月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成29年9月14日 午前10時00分)

散 会 (平成29年9月14日 午前11時52分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 産業振興課長兼 大 城 武
農業委員会事務局長

副 村 長 島 袋 幸 俊 建設環境課長 新 城 寛

総 務 課 長 神 里 富 松 会 計 課 長 山 城 咲 代

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 長 米 須 邦 雄

子ども子育て 大 嶺 実 教 育 課 長 山 城 均
支 援 室 長

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理 神 里 富 松
委員会書記長

企画観光課長 福 地 亮 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 庁舎の耐力度調査結果と今後の対応について。6番 前田 孝議員。
○ 6番（前田 孝） おはようございます。それでは庁舎の耐力度調査結果と今後の対応についてお伺いをいたします。

庁舎は、昭和47年に建築されまして、45年ほど経過しておりますが、経年劣化が進行していると思われます。1981年に建築基準法が改正されて、震度6以上の地震で倒壊、崩壊しない強度を確保することが義務づけられているわけでありまして。それで、村においては耐力度調査をなされたと思いますが、その結果、構造耐震指標、いわゆるI S値等の指標はどうなっているのか。

また、耐力度調査の結果から今後の庁舎のあり方について、お考えをお伺いいたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）
○ 村長（宮城功光） 前田議員の質問にお答えいたします。

平成28年12月から平成29年3月の期間において、役場庁舎の耐力度調査を業者委託で行いました。耐力度調査は建物の危険な状態の度合いを示し、4,500点未満は文部科学省の改築の要件になっています。今回の調査結果は3,627点でありました。

構造耐震指標（I S値）は、新耐震基準、昭和56年以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断する耐震診断により示されるものであり、この調査を行っていないことから指標は確認できません。

耐力度調査の結果より、建物の危険な状態は確認できることから、庁舎の建てかえ等の検討をしていくことにしております。

- 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。
○ 6番（前田 孝） I S値の調査はされていないということですが、村長の最後の答弁では、危険であると、検討していくということですが、そうしますと、これから庁舎の建築等をやっていく場合には相当な経費がかかると思うんです。これは本村には、庁舎の建設に伴う基金積み立ては一銭もないわけですから、これからの経費はどうなるのかなということ、非常に財政的に心配はしているわけですが、これは津波浸水想定区域内にある公共施設の移転などに適用されるものが国の緊急防災減災事業債ということがあったわけですが、これは充当される地方債のうち70%が交付税として交付される見込みであったということになっているんですが、これも平成27年度までの時限立法であったわけですが、この

事業債は適用されないわけですが、これからの経費については、どのような方法、どのような事業等が予想されるのか、現時点で、考えられる範囲で結構ですからお答え願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（神里富松） 前田 孝議員の質問にお答えします。

まず、財源ですが、当然建てかえあるいは改築というんですか、補強工事にしても、どうしても財源が必要なわけです。今基金がないということであったわけですが、実際に結の浜に行われる工事に対するようなものはお互いの基金があります。その他で、今、熊本地震を教訓に小さな市町村、財政力の弱い市町村が庁舎の建てかえをする際に、資金がなくてなかなかできないと、進まないというところで、平成29年度から32年度までに、市町村役場機能緊急保全事業というのがありまして、これも起債の充当率も90%、交付税措置も75%ということでもかなりいいものがあります。ただ、これをやる際には個別の施設計画、インフラの長寿命化計画の中で個別の施設計画というのがあります。そこをつくらないと手がつけられないということなんです。それで大宜味村もこれに乗ったかどうかということも考えているわけですが、やっぱり平成32年度まで、かなり急を要しているというところがあるもので、ただ、庁舎の建てかえなのか、あるいは補強なのか、現状です。そういったことを検討していかなければいけないというのもあります。財源については平成32年度までであればこれを充てようというふうに思っているわけですが、かなり急ぐものであるという判断であります。その後、じゃあどうなるかということですが、今のところ、これにかわるようなところが出ていません。これも先ほどあった防災関係のもので、中で組み入れられていて、防災のものも平成33年度までのものがあるわけですが、その中で今言う、役場の機能緊急保全事業というのが平成32年度までというのが打ち出されていて、これが平成29年度にスタートしていて、もっと前にお互いも知り得ているのであればかなりいい方向で進めたんじゃないかと思っているんですが、今のところは、財源的にはこういったものを充てるしかないのかなという考えであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今の総務課長の答弁では、平成32年度までということですが、その第5次総合計画の行政運営の確立のところの（4）、これは112ページですが、役場庁舎の移転検討ということで、現状の問題に対応するため、結の浜や学校跡地への庁舎移転を検討すると。そして過疎地域自立促進計画、これの33ページにも庁舎の移転整備については、現状の問題に対応するため、結の浜への新築移転及び学校跡地への庁舎移転を検討し必要な整備を行うと。大体同じような文言が記載されているわけですが、この総合計画に基づく前期の計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画であると。過疎計画も御承知のように平成28年度から32年度の5カ年計画と。それと先ほど総務課長がおっしゃった財政上の問題というものが平成32年度ということになると、早めに行動を起こさなければ先ほどの財政の適用ができるかどうか危ぶまれる状態にも来ると思うんです。その辺は十分検討していただいて、進めていただきたいと思います。

最後に、もうこれは時間的にもそういうことになっていますから、新築するのか学校跡地利用をどうするのかも含めて、庁舎の総合的なあり方についての、名称は別に皆さんがお考えになって結構だと思うんですが、調査検討委員会なるものを早急に立ち上げて、もう検討すべきではないかと私はそう思うわけですが、最後にお考えをお伺いして質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ありがとうございます。正直言いまして、この庁舎建設に対する検討委員会の立ち上げもちょっとおこなっているようでありますけれども、ぜひですね、今議員から指摘がありましたように、早い時期に、内部の検討委員会をつくって、内部で検討して、さらに外部委員会を設置するかどうか、そういう点も踏まえながら、ぜひとも早い時期にできるようにしていきたいと。できるんですたら財政的な面もありますから、やはり財政との調整をしながら、次年度からでも、あと二、三年ということになりますけれども、やはり基金の創設も必要なのかと考えておりますので、またその辺は検討委員会のほうでも十分話し合いをして進めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に集落内道路に交通標識がないのはなぜか。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。集落内道路に交通標識がないのはなぜということを質問させていただきます。

集落内の道路、村道も含みますが、交通標識が設置されていないと思われませんが、集落内の道路が整備され、交通量が多くなり、各集落からも大国林道にも行けるようになっていきます。

饒波石山線は、猛スピードで通行していくのを見かけます。標識がありませんので、無制限だと思っているのではないと思っていますが、付近住民としては、いつ交通事故が発生するかもしれない不安があります。

交通法規では、集落内では何キロと定められているかと思いますが、交通標識がなぜ設置されていないのかお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えいたします。

集落内の車両の速度について御説明します。村が管理する村道を新設または改築する場合における道路構造上の速度としてお答えします。道路構造上では、大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例第14条の表中に、道路の区分ごとの設計速度をうたっております。

次に交通標識がなぜ設置されていないかについて。交通標識イコール道路標識としてお答えします。村で設置できる道路標識は案内標識、警戒標識、規制標識のうち、危険物積載車両通行止め、最大幅、重量制限、高さ制限、自動車専用などが設置可能です。

規制標識で、これ以外の標識については、県の公安委員会が設置することと定められています。

このようなこともあり、これまで多くの村道には道路標識など、設置は行われていないのが現状ですが、村道海染江洲原線については、沖縄県公安委員会による速度標識が設置されております。以上。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今、村のほうからありましたけれども、希望といたしましては、スピード標識というより、徐行とかそういうものはできると言っておりますので、ちょっと調べてきました。村道を利用しまして、各工事等がありますので、そういう人たちは上からの指示で徐行しているように思われます。そして特に饒波石山線のほうは大国林道あたりから、石山線あたりから大分のスピードでおりにくるのが見受けられます。皆さん御存じのとおり、夜中でもぼんぼん走っているのが現状であります。

村長がおっしゃっている標識等はできると言われておりますので、うちとしては集落内徐行とかそういうもの。数字の標識は多分無理だろうと思っています。名護警察署のほうにも行きまして、こういうときにはどうしたほうがいいんですかということで、知恵をかりてきましたけれども、向こうも村長が言われているみたいなことがあります。饒波石山線、道路改築してくれということをお願いしてお願いしたら、結局は現状になるということにも決まりましたけれども、その理由は何かということ、標識を立てる立てないは交通量で決まるらしい。調査したときはですね、ということをやられております。希望として、村長がおっしゃったみたいに、そういう調査をして、標識を、道路、要するに徐行とかいろいろあると思いますけれども、それを目につくような形で設置してもらいたいと思います。それに対して意見を聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。多分、議員がおっしゃっている集落道内のスピード、夜中も走って行くというのは、今、饒波石山線、大工又線で土曜、日曜の深夜に猛スピードで、レースみたいな感じでやっている状況がありまして、その件について、村としては警察とも調整して、できるだけ早い時期に取り締まり、あるいは道路上の対策をとっていきたいという思いをしているところです。

それと集落内の看板等については、できるだけ交通安全の面からも対応を、道路調査をして、その辺の標識の設置についても積極的に進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 前向きな意見をいただいて、大変ありがとうございます。饒波石山線に限らず、各集落を通っている村道があります。江洲線のほうは現状で標識が立っておりました。住民の安全を守るためには、ぜひ行政のほうも協力をいただいて、早めに設置していただきたいと思います。終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に行政改革による職員数の減について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 質問に入る前に、一言。大宜味中学校のソフトテニスが県で優勝されて、その対応について、横断幕を素早く掲げたことを大変うれしく思いました。今後とも、このような子供たちの活躍を早めに村民に報告できる体制をとってもらいたいと思います。その横断幕に大宜味村青少年健全育成村民会議というのがありましたので、その辺、一言お礼を申し上げたいと思います。欲を言えば、あと一幕、学校の国道側のフェンスにも掲げてもらったら大変よかったですと思います。以上、個人的な意見を言いましたが、本題の一般質問に入りたいと思います。

行政改革による職員数の減について。

第4次大宜味村行政改革大綱によると、平成17年3月に「第3次大宜味村行政改革大綱（平成17年度～平成21年度）」を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の合理化・職員数等の見直しを実施し、定員管理の見直しでは、期間中に職員11名を大幅削減（対16年度比では17名の減）を実施し、歳出抑制を図りました。その結果として、予算削減等一定の成果は出たと思います。しかし、職員の減で業務量の増大による負担はなかったか。その状況を踏まえてと思いますが、第5次総合計画第5章行政運営の拡

充において、近年はさらに事務事業が増大し、内容も多様化し、本村のような小規模自治体においては、特定の職員に業務が集中したり、一人の職員が多様な業務を掛け持ちせざるを得ない状況にあり、職員の若年層化が進む中、今後の住民サービスの向上を図るため、中長期的な視点も踏まえて、職員数について検討していくとあります。

大宜味村職員定数条例第2条では、定数は93人と明記されていますが、現在の職員の数は何名なのか。また各課の配置人数で事務事業に対応できているのか。今後職員一人一人が心身ともに健康で健全な住民サービスができる適正な職員数を早急に検討し、スムーズな行政運営ができるよう村長の考えをお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

職員の減で業務量の増大による負担はなかったかについては、職員数は減になっても、業務は減らずに権限移譲や介護関係でむしろふえたと思っておりまして、多少なりとも負担はあったと思っております。

現在の職員数については、93人の定数に対して77人です。

各課の配置人数で事務事業に対応できているのかについては、職員一人一人の力量に差違はあるものの、職員の中にはかなりの時間外勤務を行っている者もいることから、必ずしも対応できているとは言えない状況もあります。

私も議員と同感でありまして、職員が心身ともに健康でなければ健全な住民サービスが行えないと思っております。平成28年度に策定した第5次大宜味村行政改革大綱の主要事項の一つに「事務事業・組織の見直し・定員管理の適正化」を定めております。その中で検討をしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今回の答弁で、職員数77名とあるんですが、これは私もいろいろ、監査のヒアリング資料から引っ張ってきた数字が63名としか出ていないんですけれども、後でまた聞いてみますが、やっぱりどうしても事業量の増ということで、それは負担もあるというふうに答弁あったんですが、村の、これは大宜味村行政組織規則の第10条に、職員の相互協力ということで、職員は相互協力、援助して、課の事務の効率的な実施に努め、特に上司の命を受けたときは、他の課に属する事務を補助しなければならないというふうにあります。やはり適正な事業量と職員がいなければ、その規則もできるような状態ではないと思うんです。実際、今はこのような方向でやられているのか、その辺もひとつ聞きたいと思いますので、答弁できればお願いしたいと思います。

ちなみに、役場の職員が一番多かったところですかね、平成11年には90名の職員ということで、これは定員管理の適正化ということで、村のホームページから出た資料ですが、その数とも、また第4次行政改革大綱の数字とも何か合わない気がしますので、その辺の適正化も、これからも頑張ってもらいたいと思います。

そして、私がこの質問をしたのは、なぜ職員減になってこういうふうに出したかということ、やはり職員の減による事務量の負担で、この人の負担量が相当ふえて、心身ともにストレスを感じ、そこから生まれてくるさまざまな病気もあるということで、最近特に役場を退職された方とか、現職の方々が病気ということで、それでは役場のスムーズな運営もできないんじゃないかと。それに対するストレスの受

け方もあると思いますので、そのストレスから来る病気はさまざまな病気があるわけです。特に積もり積もった、私も名前を初めてこの資料から見たんですが、キラーストレスというのがありまして、日ごろ、このストレスをためてためて病気を引き起こすまでに蓄積されたストレスのことをキラーストレスということで、これは去年NHKの番組で二日連夜放送されたということで、これが一番、心身ともに自律神経をおかし、病気を引き起こす原因ということで今大変注目されているストレスの病気ということがありました。その辺もまた、村もストレスチェックということで委託料も支払われている、決算資料を見るとありますし、今後とも職員に対しては、こういったものも重々気を遣って、ストレスのないような業務体制を行って、ぜひ住民サービスに支障を来さないような取り組みができればと思っておりますが、その辺の対応についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（神里富松） 大城佐一議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、職員間の協力体制みたいなものですね、それについては、他課の職員との交流もしながらということですが、職員同士でかなりその面は、知らないところですね、よその課に行き行って聞くとかそういったところは十分行ってはいます。中にはそれをやらないで進めるところもあるんですけども、極力皆さんがいろんな面で協力できるような体制はなっているとは思っています。もう1つ、ストレスチェックについてですが、これは平成28年度から行っています。これも職員の健康管理、総務課で行うべきことということで、実際に委託、こういった関係の専門の方に委託して、アンケートというか、チェックリストがあって、一人一人にこれを作成してもらおうと。その作成されたものを見て、専門の先生が判断していくと。そこでやっぱりちょっとストレス、病気にかかる可能性もあるという判断が出たものについては、個別に相談を受けるということもやっています。総務課としてもそういう方には、これは個人的なものがありますので、できるだけわからないような形で一職員とは話しもしたりしているわけですが、一応できる範囲は今やっているということでもあります。ただこれにも1つ問題がありまして、必ずしもこのストレスチェックを受けるという義務がないんです。チェック表があって、そのチェック表を提出していただくんですが、必ずしも義務ではありませんということになっていきますので、全員に受けていただきたいんですが、そこのところはされていない部分もあります。チェックのほうも100%ではないというのが事実ではあります。ただ、今ちょうどやっている時期で、今月の22日までに提出してもらおうということをやっていることでもあります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） こういった職員の健康管理をするためにも、これはプライバシーのあれにもかかるかと思いますが、しかし、職員が本当に心身ともに健全で仕事に打ち込めるような体制をぜひ職員の数をふやしてくれということではあるんですが、ただむやみにふやすんじゃなくて、例えば業務内容を見ると、各係、業務を持っているわけです。例えば総務課を見てみると、総務係、人事係とあるんですが、総務係は一番最後に人事係に関することとか、人事係は最後に総務係に関することとか、各課いろいろ全般的にはほかの係のこともやるというふうにやられているわけですが、また個人的な、各個人の業務要領もあります、いろいろ分担があるんですが、例えば同じ5つのあれを持っている職員で、この5つの中でも大変ハードなものが2つぐらい入っていると。もう2つぐらいがこの5つと匹敵するような事業量があった場合には、この人は同じ5つでも大変な負担がかかるわけです。そういったことも今後検討する中では、こういった事業量の配分の仕方も各長を初め、各課長と十分話した上で、この持

ち分の配分をしてほしいと思います。

そしてあと1点、採用について、これは前に前田 孝議員が平成23年6月定例会で障害者の職員採用について質問されているわけですが、そのときの、大宜味村は障害者の雇用の促進に関する法律によると、法定率のあれからすると1人は採用しなければいけないということであるわけですが、そのときにもやっぱり、賃金で1人はいるけれども、今後採用ということではどう考えているんですかということ、正規に採用できるようにしたいという答弁があったわけですが、これについても今までこういうような障害者に関することに関して、いろいろ検討されてきたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） まず、行革の定数の件から。全国的に三位一体の改革の後、大幅な職員減ということでされてきております。本村も議員の指摘のとおり、約75名を基本に93名から減してきたわけですが、そして平成20年あたりに第3次の行革の中で事務見直しをやってきております。それは全係長が参加して、その業務はどうだこうだということで、人数もそのときに今の人数を配置しております。それから8年経過しているということもあって、8年以上ですね、今平成29年ですから、今回の第5次の行革の中でも、そのあたりを検証してもう1回見直ししていこうということになっておりますので、そういう意味で人数と、今までのものが本当に正しかったのか、そういうものを含めて検証して、本当に適正な職員数というのも今回の行革の中で取り組んでいきたいと思っております。

障害者の件は、やはり法的には1名ということになっております。しかし、今の庁舎の対応から、身障者用のトイレがない、あるいは階段がある、そういう意味で車椅子等が使いつらいということもあって、今ずっと賃金職員を1人配置してやっております。今後、1名を守る上で調査のあり方、庁舎建築に向けてもそのあたりを含めて検討したいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

この障害者の法定雇用率という計算した率があって、これもまた今後、見直しが迫ってくるわけです。今、平成25年から30年の3月31日までは約2%ということで、また平成30年から35年、35年4月以降ということでだんだん見直しが来るわけです。その辺もぜひ勘案しながら検討していただければどうかと思っております。

あと正規の職員の数ですが、私個人的にも、ぜひあと数名程度はふやしたほうがいいんじゃないかというふうに考えております。今、副村長のほうから答弁あったんですが、全国的にも行革による職員数が、平成6年に328万人をピークに、平成27年までに54万人の減となっているということで、全国的にもですね。それぐらい職員の減というのは行革によってあるわけですが、しかしお互いこういった第5次総合計画にもあるとおり、小さな自治体にはいろんな、今若い人がたくさんいます。この構成率が、これは古いかもしれませんが、これは平成26年で見ると40代以下の方が56%です、26年の4月1日ですが、そういうことでほとんど60%近くは若年層、若い人がいるわけなんです。この辺もいろいろ加味しながら、これからの職員の数については重々検討し、いい行政運営ができるようお願いして質問を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 吉濱 覺 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録への推進について。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録への推進について伺います。

2017年2月1日、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は、世界自然遺産登録へと推薦されました。そして、2018年の世界自然遺産委員会において世界遺産へ登録されるか否か審査が進められる予定です。

9月7日の地元新聞2紙は、世界自然遺産登録の可否を勧告する国際自然保護連合（IUCN）が、遺産登録候補の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の現地調査の際に、沖縄島北部の対象地域に隣接する名護市辺野古の新基地建設による環境問題を日本側と議論する必要があると県に伝えていたことがわかった等の報道をしています。

また、2015年9月2日の沖縄タイムスは、ユネスコ世界遺産委員会の諮問委員会の諮問機関、国際自然保護連合（IUCN）生態系管理委員会の河村雅美委員のコメント「登録のあり方を見直す動きもある。登録される確約もなく、そもそも政治の交渉材料になり得ない」「地続きにある北部訓練場の環境保全をどう担保するのか。軍隊のある地域が世界遺産になれるのか、環境省や県はしっかり向き合うべきだ」と報道をしております。

世界自然遺産登録へと推薦した2月1日に大宜味村、国頭村及び東村は、やんばる3村世界自然遺産推進協議会を立ち上げています。それで、北部訓練場等の軍事基地の存在が審査に影響すると思いますが、これまでどのように推進してきたか。また、どのように推進していくか伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えします。

今年2月26日にやんばる国立公園指定記念式典の開催に伴い、祝賀会を協議会において開催し、世界自然遺産登録推進についても3村の意思疎通、連携を図っております。

また、協議会以外においては、やんばる交流推進連絡協議会においても観光PRキャラバンとして県外へのPR行動を行ってきております。

今後とも本地域の特性である生物多様性という観点を生かすためにも、3村連携したエコツーリズム推進の体制整備を含め取り組んでいきます。以上。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） きのうの琉球新報「世界遺産登録へ来月に沖縄調査 IUCN、本島北部と西表」、その中に沖縄北部は推薦地と米軍北部訓練場が隣接し、名護市辺野古では普天間飛行場の代替施設の工事も進められているため、外来種対策や環境保全の観点から厳しい調査が予想される。それからIUCNは現地調査に際し、辺野古新基地建設の埋め立て問題も議論する意向を示している。さらに今朝、タイムスで「自然遺産登録への課題は」、そしてきのう世界遺産登録を目指している奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島、科学委員会の第1回ワーキンググループが行われたということで記事に載っています。その後、基地問題を直視、IUCN委員、北部訓練場なきやんばると題としたレポートを環境省や県、国頭村、大宜味村、東村に送ったと。先ほどの河村雅美さんが送っているそうです。そ

して河村委員は、環境省が国連教育科学文化研究機関ユネスコに提出した推薦書の管理計画は隣接の北部訓練場が対象に入っておらず、不自然で非科学的だと指摘。米軍を当事者としてテーブルにつかせ、候補地の保護管理を交渉することしか解決するすべがないと提言しております。

それで村長の先ほどの答弁では、国立公園に指定されたときに意思疎通を3村の村長で確認されていると。それからこの3村の世界遺産推進協議会の中では生物の多様性とか観光のキャンペーンを入れているという話でしたけれども、肝心の、前から指摘されている北部訓練場の件については何ら返答もなかったんですけれども、この件について、もう一度考えと、またどのように話されているかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員もう一度、あなたが通告した文章をしっかりと読んでほしいんですけれども、この基地問題について、村に何を求めるかということ、返答を求めていることはないんですよ。あなたがそういうふうに思っているだけであって、質問とはならないんですね、これは。私は、大宜味村の用地であれば、やはりその辺は対応しなければできないと思うんですけれども、国頭村、東村の地籍である中で、隣村がとやかく言うことではないんじゃないのかなというのが私の考えであります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 今、私が質問しているのはお門違いじゃないかというような、村長から答弁がありましたけれども、この推進協議会の規約に、目的、協議会3村が連携して、やんばる国立公園の一部を世界自然遺産への早期登録を推進し、もって地域の振興を図ることを目的とする。事業、推進協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。1番目に、世界自然遺産に関する情報の収集、収集ですよ、先ほどの件も私は収集と思っています。共有及び提供に関すること、それも同じです。それから2番目に、世界遺産登録推進のために地域の自然、環境保全に関すること。これが今言っている担保をどうするのかと。それから3番は飛ばします。その他、推進協議会の目的を達成するために必要な事項、これが今世界遺産登録にかなり厳しいということで、審査する側からずっと指摘されている事項です。そのことが何もないような感じで、私が説明していることにお門違いという形でこう言っている。この土地は、北部訓練場は確かに東村、国頭村にあります。過去にこういうことがあります。米軍の北部訓練場として使用されてきた森は、1955年に琉球列島米国民政府と国頭村、大宜味村及び東村の間で、基幹産業の林業を守るために、火器重機の使用を禁止する協定があったことで、火災などから自然度の高い森林が逆に守られてきたということもある。今、環境省に求められていることは貴重な野生生物と人間が共生できる環境づくりをすることであり、オスプレイの配備は森の破壊を意味するという一方で、私も論壇で出したんですけれども、過去に3村の首長は地域の資源を守るということで、北部訓練場は大宜味にはないんですが、大宜味もかかわってそういう判断をしております。村長が言っているのは、ただそれを理由に述べられているんじゃないかと私は見ているんですけれども、基本的に、これから3村、国立公園に指定され、世界遺産を目指そうとしている。その中で、私たちは北部訓練場が入っていないから言えないと、それを乗り越えた形で過去にもやっているし、また今回、3村の協議会の目的にもあるわけですから、その辺を情報交換してやってもらいたい。それを無視していることが今、国際保護自然連合から指摘があって、挙げ句の果て、16キロ離れた辺野古新基地もやっぱり周辺だということで1つになって審査しないといけないという状況になっています。その点について、北部訓練場がないからというのは、逆に村長の恣意的な考えじゃないですか。私は一緒になって考えるべきだと思います。

その件を聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） さっき私が言ったのは、あなたの質問、文章を見てください。村に、これを基地問題について答えなさいという文言ではないんです。と思いますがという、もう1回私が読みましょうか。北部訓練場等の軍事基地の存在が審査に影響すると思いますがということだけであって、これに対してどう村は思いますかということではないと私は認識しているんですけども。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 吉濱 覺議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いします。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 今、通告書で北部訓練場等の軍事基地の存在が審査に影響すると思いますが、これまでどのように推進してきたか。また、どのように推進していくか伺いますということでもちゃんとやっているじゃないですか。この質問ではだめだということで、この件について答えられないということ自体がおかしいじゃないですか。北部訓練場は、先ほどこの3村の推進協議会の中で目的、情報収集とかそういうものがあります。共有、提供すること。そして目的を達成するために必要な事業、だから今阻害となっているのがそういう関係であるわけだから、当然話されてしかり、それを、その問題がないがしろになっていること自体がおかしいんじゃないか。それがクリアできなければ世界遺産には登録できなかった。国立公園にはなったけれども、基地は宇嘉川の海岸、河川の新たな基地はできたということで。そしてこのオスプレイの熱風でこの生態系を脅かされているという現状になっているわけですから、その辺を私は村長にどう思うか、どうやっていくかということで聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 3村の協議会の中でも、基地問題について提案されたこともないし、協議したこともありません。今、国頭村、東村が交渉しているという段階は聞いていますけれども、協議会での協議はいまだに上がっておりませんので、村としてはコメントは差し控えたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録への推進についての質問を終わります。

休憩します。

(午前10時57分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○ 議長（平良嗣男） 次に学校跡地活用及び産業等による地域活性化について。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 学校跡地活用及び産業等による地域活性化について。

学校跡地活用及び産業等による地域活性化についてどのように推進していくか次により伺います。

1、村立学校跡地活用基本方針は、住民アンケート、住民説明会を経て、諮問委員会の答申を受けて、村は体育館及びグラウンドの機能は民間事業者の利用も含め幅広く検討するが、災害時の避難所としての機能や地域コミュニティー施設としても維持することを方策としている。また、募集要項は、災害時の避難場所等に位置づけられているため、村防災計画に基づく協力できる事業者であること。地域住民のスポーツ及びレクリエーション活動での継続利用が望まれていることもあり、可能な限り、その調整を

図れる業者であることとしている。基本方針と募集要項では、統一性がないがどうか。

2、募集要項では、利用条件を一括貸付又は部分貸付選択できる条件になっているにもかかわらず、方策検討会は同一学校で複数事業者が入るのは難しいと考えるとしたために、基本方針に沿って部分貸付を選択し公募した業者は採用されず、基本方針を無視した業者が交渉権者として採用されていることについてどうか。

3、学校跡地活用と村シークワサー産地振興協議会等の調整連携はどうなっているのか。

4、行政がゆがめられ信頼を失墜しているが、今後どのように基本方針を反映させるかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えします。

4点ほどありますけれども、1つ目は、基本方針を踏まえて、公共施設跡地活用方策調査検討委員会において検討し、募集要項を作成しております。

2つ目は、基本方針に従って選考をされております。

3つ目は、事業者の情報提供を行い、今後の事業展開について情報交換を行っているところです。

4つ目は、今後とも学校跡地活用に基本方針を踏まえ取り組んでいきます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長から方針に基づいて、募集要項をつくっているんだということでやっているんですけども、実際、今、旧喜如嘉校区の事例を挙げますと、アンケート、住民説明会を受けて、体育館とグラウンドはそのまま使えるんだという認識を持っている人がほとんどですが、体育館は工場に、そしてグラウンドは駐車場にということで、村からの説明会で今事業所が出していると。若干変化はあるかもしれませんが、まず喜如嘉でもおかしいんじゃないかと。それで一応、区としてはどう判断するかについては、業者の説明会が今月あるということを知っているから、それを受けて判断したいということになっております。それでそのことが当然、体育館とか一般的には災害があったときには体育館、ほとんどがこの災害地の避難所としてなっております。また、近隣で今帰仁の湧川小学校、議員も研修に行っていますけれども、体育館、グラウンドはほとんど手がつけられていなくて、ほとんど地域の人たちがいつでも利用できるような状況になっております。私たちはそういうふうイメージしているんですけども、しかし募集要項を見ると、そういうふううたっていないで、ただ学校が災害時の避難所と地域住民のスポーツ、レクリエーションの場として継続できるようにと、それが統一性がないということで渡しております。

それで今、国でも森友学園、加計学園、付度あったのか何なのか、印象操作なのか、もう地名わからんというのが、そういうふうな。今落ちた人たちは、隣村で集まって、展示場を一生懸命改築しているような状況です。そもそもその人たちが地域にそれを求めていたんですけど、先ほど一般質問で前田議員からも調査の件もあったんですけども、やっぱりその辺の計画は、5次総合計画である程度方向性を出してやって、また方針どおりやっていかなければごちゃごちゃしていくんじゃないかと今感じております。村長に、今その方針に基づいてやっているんだけど、応募要領の中に紙では、私が説明したようにやっているんですけど、データで、添付書類でこの方針は見られるけど、紙で渡った人は方針が渡っていません。そういうふうな状況があります。だからデータで渡って基本方針に沿ってやっている

方もいるわけですから、その辺が、情報はきちんと公募に反映されていないと私は見ているけれども、何でなんですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答えしますけれども、何を言わんとしているのかさっぱりわからなくて、ちょっと何を答えていいのかというのが感じるんですけれども、さっき言ったように基本方針を踏まえて、この募集要項もやっているし、また選考についても基本方針に従って選考をされているということです。確かに跡利用計画についてのアンケート調査、いろいろ村民からやったんですけれども、その中で、やはりできるだけ体育館やグラウンドが、地域が使えるような仕組みをしてほしいというような要望は確かにあったと思います。しかしながら、この大宜味村の産業振興をしていく中で、ぜひ体育館とかグラウンドの一部を使うということも、やはり行政としては選択をしなければならないということも基本計画にあったかと思いますが、ぜひですね、大宜味村の振興、発展のためのそういう計画であって、それを村民が納得しないから、地域の皆さんが納得しないからこれはできませんということにはならないんじゃないかなと私は思っております。選考委員会のその選定というのはやっぱり重視すべきじゃないかなと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長は方針に沿ってやっているということを言っているんですけれども、そして方針は、住民アンケートとって、住民説明会をして、村がこれを検討するということで諮問委員会を立ち上げて、諮問委員会の答申を受けて村は決定したんですよ。それはみんな、地域住民に浸透していないんですけれども、先ほど言ったように体育館とグラウンドは災害時に避難所として、地域のコミュニティーとして維持することを方策すると、断言しているんですよ。それを曖昧に言って。それから7日のタイムスに、シークワサー原料のシードル開発へ、沖縄のタルト専門店「オハコルテ」、果汁を有効活用、喜如嘉小学校跡地工場に改装、そして写真の説明では製造工場として活用することが決まっている大宜味村の旧喜如嘉小学校という表現になっています。そしてその中に810トンの余力があるとされるということまで書かれています。それでシークワサー振興、私は頑張ってもらいたいという思いがあるんですけれども、そういう利用方法の問題があっておかしいんじゃないかと言っているんですが、先ほどこの810トン、もちろん農協は約1,000トン、夢感動も1,000トンだけど、夢感動さんについては村内より村外のほうがこれまでのいきさつでやっているはずなんですけれども、いろいろあります。それでシークワサー協議会の件は去年も、いつも話しているんですけれども、今回も村広報に載せておりません、集まったのは20名ぐらいだということで聞いていますが、前には二、三百人の農家の方が来ておりました。そうしたら、聞いてみたら役員に開催の通知があったそうです。そして前は広報全体、農家に行き渡る、みんなで話しましょうということがこのシークワサー協議会の総会の趣旨だったと、目的だったと思います。その中で総会もやったということで村広報にもないし、それからまた夢感動も入って一緒になってやったらどうかという話もしたんだけど入っている形跡もないし、それで大宜味村に工場がありながら村外から入ってきている。これはもっともっと一緒になって話をすれば村内のシークワサー農家も少なくなるだろうと思っています。そういう件もあって、何で喜如嘉の体育館につくらないといけないのかと。今そういう話をしているんですけど、特にさっきの工芸の話とか、また庁舎建設の話とか、今議会の協議会の中で幼稚園、幼保連携の認定保育所かな、その話も出ていたんですけど、何で総合計画の中でその辺の話をきちんとやってできなかったのかなと私とても残念に思っていま

すけど、村長が言っている基本方針どおりというのほうです、違います。それが今、忖度だと私は言っているんですけど、同じじゃないですよ、体育館、グラウンドは基本的には開放するというので、総合で利用できるような形、占有されたら共同で利用できないんじゃないですか。だからその辺を忖度、印象操作ということによって、今国会で問題になっていることと何ら変わらないんじゃないかと思っています。本当に募集要領と基本方針が一緒だと思いますか、私は違っているからそういうことになっていると思っているんですけどいかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 私は違っていないと思います。あのですね、議員がこの事業者に対して、今交渉の段階であるのにかかわらず、もう先に走っているいろいろと交渉しているということは越権行為と私は思っているんです。議員どう思っているか知りませんが、本当に今、ちゃんと調整している話の最中に、議員がこの企業に行っているいろいろと質問したり、どうなるんですか、あるいは農家の皆さんの声も聞かないで自分なりに無農薬での栽培は厳しいですよとかそういうことをやっている自体がどうなのかなど思っております。そういう意味では、行政がゆがめられたとかいろんなことを言っているんですけども、私は決してゆがめられているとは思っておりません。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 吉濱 覺議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条のただし書きの規定によって発言を許しません。以上で学校跡地活用及び産業等による地域活性化についての質問を終わります。

次に医療、保健、福祉及び介護の充実について。8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 医療、保健、福祉及び介護の充実について。

医療、保健、福祉及び介護の充実をどのように推進していくか次のとおり伺います。

1、医療・保健・福祉・介護を含めた「地域包括ケアシステム」の構築をどのように推進していくのか。また、地域資源の開発や住民にどのように周知するのか。

2、保健師を行政棟に配置しているが、医療や福祉等と連携しやすくするために場所の配置変更計画はないか。

3、来年4月から国民健康保険新制度が導入され、運営主体が県に移管することにより大宜味村民の保険料はどうなるのか、対策はどうするのか。

4、こども医療費助成現物給付（窓口無料化）の導入取り組みについてどうなっているか。

5、村長は、村立診療所は訪問診療を行っていないと言っているが、事実か。

6、村立診療所は、医師個人と1年期間の委託契約となっていたが、現在はどうなっているのか。

7、江洲に設置予定のクリニックの事業計画では、精神科、内科の診療科目で訪問診療等も行うとしているが、村立診療所との連携はどうなるのか。

8、村立診療所の新たな医師の確保のための交渉を行っているがどうなっているのか。新たな契約をする場合に医療、保健、福祉及び介護の連携や国保等も含めた対策はどうするのか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

議員からのこの質問については、何度か、定例会ごとに質問があるので、簡単に申し上げたいと思いましたが、少し内容を入れてお答えしたいと思います。

1つ目については、高齢化が進む中、これまでの介護保険、保健分野の施策は行政主導でありましたが、今後は、介護保険の分野では「総合事業」という名のもと、住民主体で地域の困りごとなどを話し合い、理解し合い、支え合いを構築していくことが大切になっています。地域に埋もれている人材・地域資源をうまく活用していけるように、県の事業を活用し、村社会福祉協議会へ委託をして、「地域のコーディネーター」の配置も9月から行っています。「地域のコーディネーター」を中心に、社会福祉協議会、村内の福祉施設職員等と連携しながら、医療、保健、福祉、介護も含めた「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきたいと思っております。

2つ目は、10月より包括支援センターに、保健師の配置を予定しています。

3つ目は、平成30年度に向けて、県と調整しながら取り組んでいるところでありますが、県に市町村が納める納付金や、市町村ごとの標準保険料率の設定等の試算がまだ固まっていない状況であります。対策については、決定した段階で検討していきます。

4つ目は、県は、低所得者世帯に対する支援の充実、持続可能な制度とするための財源負担の抑制の2点を見直しの視点としているが、村は、入院、通院の対象をゼロ歳児から中学卒業までとし、自己負担や所得制限もなく、食事療養費も補助の対象としている。県は、平成30年度10月をめぐり作業を進める方針で、村としても、財政との調整や県や他市町村の動向も見ながら検討していきたいと思っております。

5番目には、村診療所の医師は訪問診療を行っていないとは私は言っておりません。

6については、平成26年から北部地区医師会との契約になっており、医師会から医師を派遣しているという契約になっている。

7については、今のところ認可されておりませんので、認可された段階で調整をしていきます。

8番目は、今は交渉の段階でありますので、よろしく願いいたします。

（「村長、6番の個人…、1年間の契約となっているという…、今、医師会と契約しているけれども、何年ということ」と呼ぶ者あり）

（「1年です」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 1番について、今、積極的にやっているということで期待していきたいと思っております。ところが勉強会…、前に聞いたときに、なくしたということですがけれども、さらにそれに変わるようなことで頑張っていたきたいと思います。

それから2番目の保健師を包括支援センターに配置するというものでありますけれども、まだ建物とか建っていないので、国頭へときどき行く場合があるので、国頭の保健センターがあって、そこに保健師がいて、医療の施しが必要な場合はすぐ目の前に診療所があるので、行って、診療所から保健指導がある方はすぐパッと紹介して、手際よくやっている事例があるので、今建物はそうならないんですけど、やっぱり医療と保健指導が一体とできるような形でやってもらいたいと思っております。主に包括支援センターは介護のほうを中心に行っておりますので、それだけじゃなくて、保健指導もきちんと医療と連携できるようにやっていただきたいと思います。

それから3番目の国民健康保険新制度が導入されますが、今議会で決算書なども出てきておりますけれども、今、法定外繰り入れが、データによると県内で今2番目に、北大東が1人当たり16万2,650円、大宜味村は6万6,529円、2番目、あとから…、この北大東だけは特別に群を抜いているんです。ほかはずっと低いんですけど、大宜味村は保険料6万6,271円に対して、法定外繰り入れが大きいんです。そ

れが県一律になっていくとかなりの問題が出てくると思います。そういう点でも、やっぱり法定外繰り入れについて、どういうふうに、一応、現段階で対応すべきか、ある程度考えを聞かせていただきたいと思っています。

それから4番、こども医療費助成現物給付（窓口無料化）の導入取り組みについては、県は来年10月をめどに進めていると。それで村長は、ゼロ歳児から中学校卒業まで、県の動向を見ながらという話をされているんですが、そして8月18日の沖縄タイムスの現物給付、6市町村導入へという記事がありました。その中で、一応、国頭村は検討するという状況でやっております。東村は歯について導入しております。それで3村の子育て支援について、東村は保育料の上限1万円とか、一時預かりとかいろいろあります。また国頭もいろいろ施策が立てられているけど、現物支給のときもほかの市町村、近隣市町村より遅かったと認識しております。それでやっぱり10月まで待つことなく、私は4月1日に、対象者全員所得の差は関係なく実施すべきじゃないかなと思っています。村長が前に結婚祝い金、国頭村より大宜味村はおくれたけど、額は大きいものをぽんと出してくれました。しかし、結婚祝い金は1回だけです。この現物給付については、現金のない貧困家庭にはとても厳しいものがあります。それで一日も早く、国とは若干違いますが、各自自治体で全国的にそういう動きになっておりますので、率先してその件はやっていただきたいと思いますが、その辺をもう一度、思いをお聞きしたいと思います。

それから5番目、村長は村立診療所は訪問診療を行っていないと言っているが事実かと。過去の一般質問などでも、私は勘違いしているんじゃないかと。訪問診療と往診と勘違いしているんじゃないかと認識を持っていたんですけど、確かに今の医者、最初来たときには訪問診療をしておりますでした。そして現在はやっているということで確認したんですけど、往診はしていないけど、訪問診療はやっているということで確認していきたいと思います。村長が言った言わなかったというのは、もうここで議論したくありません。

それから6番目に、村立診療所は医師個人と1年契約となっていたけど、現在1年契約で、医師会との契約で医者を派遣している形をとっているという説明でしたけど、何で、そういうことをやって何か利点があったんですか。それと逆に歯科診療者は法人契約から個人契約となっているんだけど、何かそういう利点があったのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

それから7番目に、江洲のクリニックの件は認可を受けてからということになっているんですが、私たまたま江洲クリニックの方から事業計画の説明を聞きました。要するに村立診療所は訪問診療をしていないと、私たちは訪問診療をするというような話で、積極的にやっていくという話。だから先ほどのものが一人歩きしているんじゃないかなと思っています。それで認可を受けてからというよりは、やっぱりそういうものは事前に村立診療所の役割、江洲クリニックの役割という形で連携をとってメニューにも反映していただきたいと思っていますので、その辺をもう一度聞かせていただきたいと思っています。

そして最後の8番、全ての医療、保健、福祉、介護等の関係については、国保の問題も出てきます。それも含めて総合的に判断して対策とれるのか。先ほど法定外繰り入れの件とか介護サービスとか、特に村長が言われた総合事業なども、今いろいろ進められているんですけども、予防介護という形で、この予防介護を実際、積極的にやろうとした学校跡地申請者の方も外されて、もう自分たちもそのエネルギーは厳しいということで、国頭からも声かけられて、あと国頭で残ったものは予防介護を積極的にやっていきたいという形もあります。とにかく総合事業とこの予防介護とか予防医療とか、目に見える

形でやっていただきたいと思います。そういう意味でももう一度お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 吉濱 覺議員の質問に対してお答えいたしたいと思います。

3番目の国保の新制度に移行の、今いろいろ試算を出しているわけですが、前回マスコミに出した資料でおっしゃっていらっしやいますよね。その資料については、法定外繰り入れのものが6万6,529円ということで、実際13万2,800円を徴収しないといけないということで、試算として7万9,098円を出しているわけですが、これはまだあくまでも仮の段階で、納付金とか標準保険料の率ですね、これが12月末にしか国が示すことができなくて、1月にやるということで、一概に保険料を上げる下げるとするのは今のところ、まだ試算できていない中ではお答えすることができなくて。保険料の上げる上げないの留意点としては、繰り入れ基金をどう維持するのかとか、算定方式をどういうふうに、今大宜味村は4方式をとっていますが、国、県は3方式を取り入れていきたいという意向もあります。応能分、応益分をどう維持していくのか、賦課限度額をどう維持していくのか、示された保険料が下がった場合はどうするのか、減免の取り扱いについてもどうするのか。各年度の平準化をどうしていくかという、いろんな課題がまだありまして、そういうことで各市町村それぞれ違いますので、県は平成36年に保険料の一本化を設定して、段階的にこういうふうにやっていきたいというお話であります。まだまだ市町村の置かれた現状を加味しながら詰めていくという作業がまだまだ残っておりますので、このお答えをこちらでやる段階ではないと思いますので、決まり次第またお答えしていきたいと思ひます。

それからこども医療の件ですけれども、今村長がお答えしたように、県と比較してこちらでやっているサービスもありますので、財政も絡むことですので、財政ともしっかり相談しながら4月はちょっと厳しいかと…、県のほうも平成30年10月施行に向けて条例改正等を市町村に示していくということでもありますので、そういうことで動向を見ながら検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、4番まで答えていただきましたけれども、6番についての医師会との契約、法人契約から個人契約、あるいはまた個人から法人に変えたという、その辺については、やっぱり内部の問題で、そこのほうからの要望、申し入れがあったということで、中身については余り触れないほうがいいのかと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。

7番目のクリニックの件ですけれども、この件についても、お互いに情報交換はしているんですけども、実際に動けるのはやはり認可された後しかできないんじゃないかなと。というのは、今病院にするのかクリニックにするのかということで、法人のほうは今調整をかけているところでありまして、3村で何とかそういう法人化に持っていくためのクリニックか、病院かということでの要望も県にしたらどうかという話もちょっと出てきているものですから、その辺については、それがちゃんと決まった段階で調整をしていきたいと思ひます。

それから8番目の診療所の医師については、これはもう11月ごろには私はもう次の方針、4月1日からの方針をしっかりと示したいと思っております。さっきもあつたように往診やっていないということではなくて、訪問診療とか往診、それから看取り、そういうものができるような仕組みづくりを医師の確保の中でしっかりとやっていきたいということで、ある程度、話は、今交渉している段階でありまして、ほぼそういうふうな形でいけるんじゃないかというのが私の感触なんですけれども、これは11月ご

ろにある程度の方向をつけたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 3番の国民健康保険新制度の件ですけれども、数字の違いは話されたんですけども、保険料と、それから法定外繰り入れがほぼ同じぐらいで、もし、統一して法定外繰り入れがなくなったときには、結局今の保険料の倍を払うという感じになりますので、その辺はどういうふうに、まだ調整していないからということではなくて、もう既にそういう話は進められているから基本的にどうするのかと。今、議会にも、やっぱりそれらしきものが陳情など来ております。それは基本的に私もこの地域ではかなり厳しいんじゃないかと思っております。だから国全体の仕組みを変えて、定率国庫補助の見直しをやってもらう形でやらないと、とてもじゃないけどやっていけないんじゃないかと私思っています。その辺の話をもう一度お聞きしたいと思います。

それから4番目の子ども医療費の助成、現物給付については財政の問題があるんですけども、今基本的には自動償還制度をとっているわけだから、ただ窓口で自分で払って、後から振り込んでもらえるという形になっているんですけども、何も払わないような形になるわけだから、財政的に手数料とかいろいろあるかもわかりませんが、基本的には財政上は、私は関係ないんじゃないかなと思っております。その辺の見方、だから早いうちからパッとやったほうがいいんじゃないかな。そして医療費の件は、歯科と医療費の両方できるように検討していただきたいと思っております。その件もまた返答をお願いします。

あと8番目になりますけれども、村長が11月ごろにある程度話ができるという形をとっているけれども、私、母の関係で隣村の医院に行っております。そこでは張り紙で建物が老朽化のために移転しますという告示がされております。そういうことでその人が予定されているのかどうかははっきりわかりませんが、その人から前に聞いたのは、何カ所か自分が行けるところ打診しているんだと。それで一番都合のいいところに行くという考えもあるかもわかりませんが、今、そこで営業しているわけですから、開設しているわけだから、そこの職員とかパートナー薬局とか、送迎の関係などもいろいろ出てくると思います。それで前にフリーで来てもいいといったときにはオーケーがなかったんですけど、あのときは村立の診療所の先生は確かに訪問診療していなかった。今やっているというのに、あえて変えるというのはどういうことがあるのか、その辺も聞かせてほしいと思っております。先ほど言った丸ごと来て、また国頭の方々の関係、薬局の問題も当然出てくると思うんですけど、その辺の話も一応聞かせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 幾つかのものがあつたんですが、まず子ども医療費助成の現物給付についてですが、10月というのは財政的な問題じゃなくて、県の条例、あるいはこっちの条例の整備、そういうものを含めて10月をめどにやっていきますということで御理解をいただきたいと思っております。

診療所の件ですが、さっき村長からあつたとおり、11月のめどというのは、現在の医師、そのあたりの契約が3月末です。そういうことも含めて前もってそこの調整もあるということで11月。あるいはまた新しい医師については看取りとか、さっき村長のほうからあつたとおり、そういうものもしっかりしていくように調整はしていきたいということです。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮平和美） 国保の新制度に向けての、先ほど具体的な数字も出ているんじゃない

かというお話でしたが、まだまだ、先ほども言いましたように詰めている段階ですので、今この場で、
こういうふうな条例の改正等もありますし、県が示して、決まり次第、こちらも検討して議会のほうに
もお示ししたいと思っておりますので、今回は控えさせていただきたいと思っております。

- 議長（平良嗣男） 以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変御苦労さまです。お疲れさまでした。

（午前11時52分）

平成29年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成29年9月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成29年9月15日 午前10時00分)

散 会 (平成29年9月15日 午前10時46分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 産業振興課長兼 大 城 武
農業委員会事務局長

副 村 長 島 袋 幸 俊 建設環境課長 新 城 寛

総 務 課 長 神 里 富 松 会 計 課 長 山 城 咲 代

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 長 米 須 邦 雄

子ども子育て 大 嶺 実 教 育 課 長 山 城 均
支 援 室 長

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理 神 里 富 松
委員会書記長

企画観光課長 福 地 亮 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第37号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質疑委員会付託
2	議案第38号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
3	議案第39号	大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
4	議案第40号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	質疑委員会付託
5	議案第41号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	質疑委員会付託
6	議案第42号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑委員会付託
7	議案第43号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑委員会付託
8	議案第44号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	質疑委員会付託
9	認定第1号	平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
10	認定第2号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
11	認定第3号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
12	認定第4号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
13	認定第5号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
14	認定第6号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質疑委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第37号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第37号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号は、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第38号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第39号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第39号 大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第40号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第40号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を議

題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 質疑に入る前に、6月定例会での一般質問で改善センター、区画線のものど駐車場整備等ということで質問したところ、早速予算計上していただいて、執行部のほうには敬意を表しておきたいと思います。ひとつ事業執行のほうよろしくをお願いします。

それでは2点ほどお伺いしておきたいと思います。

予算書10ページをお願いいたします。15款財産収入の中、1目財産貸付収入、その中で土地貸付料と建物貸付料というのが計上されているわけですが、これは旧法務局、今、第2会議室として使用されていると思うんですが、その貸し付けの対象はどこでしょうか。それとその貸し付けする理由について、相手方から何かありましたらその辺についてもお聞かせいただきたいと思います。そしてこの会議室を貸し付けして、村の業務に支障がないのかどうか、その辺を含めてお答えをお願いしたいと思います。

次に予算書17ページをお願いしたいと思います。6目環境衛生費の中で、委託料と財産購入費が計上されているわけですが、これは火葬場周辺の駐車場の増設だということになっております、説明資料から見ますと。これは今、火葬場に向かって左側の河川沿いのほうに駐車場を拡張しようとしているのか。そしてできたら、河川の改修もしながら、その河川の上にもふたでもしたらより広く駐車場がとれると思うんですが、どういう工法をお考えになっているのか、この2点についてお答えいただきたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(神里富松) 前田 孝議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、土地、建物の貸付料の件ですが、こちらの中で貸付対象はどこかというところですが、実はことしの4月にJA大宜味支店から、今のJA大宜味支店の建物について、コンクリート等の剝離がひどいと。それで対策としてコンクリートの落下防止、落下による危険を避けるためにネット等を設置しているわけですが、やっぱり建物はどんどん古くなっていくというところでいろいろ検討した結果、役場のほうに相談がありました。役場で持っている建物の一部、第2会議室、旧法務局ですね、あるいは大宜味小学校の学校跡地でJA大宜味支店の業務ができないかということがありまして、それで旧大宜味小学校、この第2会議室、旧法務局に建物を絞って見ていただいて、JAとしても、やっぱり今の建物はどうしてもこれは危ないと、お客さんにも大変な迷惑をかけるというところで、事務所としての借用を役場に求めてきています。当時、4月26日には口頭であったんですが、実際には5月11日付で文書をもって役場第2会議室の借用をしたいというふうに申し出がありました。というのは、現場を見て判断したと思われるんですが、旧法務局は大事な登記書類がありまして、結構頑丈にできているんですね。外部からの侵入もしづらい点があります。それでJAとしても、金融を扱っている以上、どうしてもそういう建物が欲しい…、欲しいというかいいたという希望がありまして、第2会議室の借用の相談がありました…。相談ではなくて、文書が出されております。それでこちらとしては、役場もいろいろ検討して、課長等会議あるいは庁議等でも今後どうするかということも含めて検討してやりました。実際のところ、大宜味小学校の一部を第2会議室の機能を移すという形で、第2会議室を旧大宜味小学校の一部の教室に移せないかという検討も含めてやまして、それが可能であるという判断が出ましたので、JAのほうに村から建物の使用、借用の承認という形で6月29日に承認の通知を送っています。貸

してもいいという回答を送ってあります。それに基づきまして、役場も作業を行いまして、第2会議室の設置、機能の移転というんですか、旧大宜味小学校の一部、はっきり言うと理科教室であったところですが、そこを会議室として使用できるというところがあって、全てのは向こうに移せるというところから、会議室の機能は維持できるということで回答もいたしております。前田議員からも業務の支障はなかったというところもありましたので、そこは7月に入りまして、すぐに使えるような状況、第2会議室としてですね、理科室を会議室として使用できることが可能になるようなことを行いまして、7月の途中ではあったんですが、そこからは第2会議室は理科教室に移してあります。それでJAとは8月1日に契約、建物、土地の契約を交わしました。そこで地方自治法との関係も見たんですが、行政財産を貸し付ける場合は無償でやる場合は議会の議決を得なければいけないとあるんですが、正当な、適正な対価であれば議会の議決は得ずにできると。こちらは地方自治法の第237条第2項あるいは第238条の4第1項、第238条の4第2項第4号等を見てやったんですが、議会の議決を得ず正当な対価であれば貸し付けはできるということで今回の補正を提出しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） それでは前田議員の御質疑にお答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、火葬場駐車場、入りますと左側の用地を確保したいと考えているところです。まず、河川関係の利用については、その用地の確保を確認しながら構造的なものもまた考えられると思います。そこら辺を考えながら、広くみんなが利用できるような駐車場の整備をしていきたいと考えているところです。また、火葬場においていろいろ皆さんからの意見も、村民からの意見もございまして。全体的に考えながら、将来的に使いやすいような施設にしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 同じ土地貸付料と建物貸付料の件ですけれども、先ほど前田 孝議員から聞いたことは省きますが、この相手方がJA大宜味支店ということで、貸し出しするわけですけれども、この資料では8カ月間ありますが、現在あるJAの支店というのは、建てかえてまたここに建てるのか、それとも移転する予定なのか、そういうことも含めて、例えば8カ月間を今契約していますけれども、JAの事業の進みぐあいによってはまた更新する可能性があるのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（神里富松） 金城 勇議員の質疑にお答えしたいと思います。

JAが建てかえるのか、今の場所にするのかどうかというのは、こちらではお答えはできないんですが、聞いているところでは今の建物の一部、商品を置いている、肥料とかを置いている建物の購売の部分は残すと。その部分は残して、こちらの役場に近い側の建物、現在、剥離がひどい建物ですが、そちらは取り壊すと。取り壊して、この場所にまた建てるのかどうかというのは、私たちはそこは聞いていません。結の浜に、埋振のときに計画の中でJAの用地ということで記載がありますので、そこにするのかどうかは今後JAが決めることですのでちょっとわからないんですが、今のところは、今後建てかえの方向で、建てかえというか、要するに建物を新たにつくるんだというところで聞いています。契約期間が、今回の予算には8月1日から3月31日までの予算を計上しているんですが、契約期間は平成33年の3月31日までというふうにしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番(金城 勇) 総務課長から答弁がありましたように、建てかえる云々は相手方の考えもありますので、答えにくいかと思いますが、その施設は機能が結の浜あたりに移ると、やはり村民への説明とか組合員への説明が必要だと思んですが、この残る機能と施設とか、そういうことがわかり次第、やっぱり我々も村民に聞かれたりしますので、そういうことの情報共有しながら進めていただきたいと思いますので、そこら辺はわかり次第、我々にも情報を流してほしいなと思います。以上です。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 予算書13ページ、説明資料14ページの2款1項11目19節、人材育成事業助成金ですが、これ50万円を補正されておりますが、申請が見込まれることによる増額とありますが、具体的にどういったあれを予定されているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(神里富松) 大城佐一議員の質疑にお答えします。

まず、今回、人材育成事業助成金ですが、こちらのほうは平成29年度から総務課のほうに事業を移しまして、やっています。ことしの8月現在で1万8,858円の残額となっております。当初予算で160万円の予算措置をされているわけですが、8月末現在で1万8,858円の残と。総務課で初年度となっているんですが、前回までは教育委員会で見いただいているので、教育委員会のほうにも今後どのような申請があるのかというところを聞いたんですね。それで12月あたりにも、去年も出ていますよということがあったので、申請がされても支出ができないんだというふうにならないように、今回、5万円の10件、説明書の中ではちょっと申しわけないんですが、説明書の50万円掛ける10件というふうに括弧書きでされているので、そこは5万円掛ける10件というふうに解釈していただきたいと思います。説明書12ページですね。それで5万円掛ける10件というのが正しいと解釈していただきたいと思います。一応、年度内の件数、これはあくまでも予想ですが、10件というふうなものを見て、例年のものを参考にして上げております、以上です。

○ 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 私が今質疑したのは、当初予算160万円組まれているのに、なぜ補正で50万円やるあれがあるのかということで聞いたかったんですが、今、現在高1万8,000円ということは、これまでにこれは4月から半年で160万円近く使っているわけですね。具体的な例があれば、ひとつお聞きしたいと思います。それと1つ確認したいのがありまして、これ人材育成基金から、ちょうど金額が合致するものだから、これは人材育成基金から大宜味村学力向上推進委員会に、これ特産品の開発プロジェクトということで、事業主体は大宜味村の学力推進委員会にということであるんですが、50万円。これはどういうあれなのか。これとですね、これ今まで160万円の使った内訳が具体的にわかればよろしくお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(神里富松) 大城佐一議員の質疑にお答えします。

まず、具体的にどういった例にあるのかということですが、今までの全体では10件の申請があります。本来、11件ではあるんですが、11件のうち1件は途中で返還というんですか、辞退したいということがありましたのでそこは省いて10件ありました。最初にあったのが海外留学です。海外留学に2名ありまして、この2名でおよそ80万円かかっています。先ほどありました学力向上に50万円ですね。大きなものがこの2つで占めていまして、残りの7件、大体4万円から5万円ですね、そういうふうなことで出

されています。人材育成の交付要綱というんですか、その中で海外の留学については限度額を50万円でしたか、うたっていますので、かなりの金額は出せるということはあるんですが、大方認めた形で2人の方に合計で約80万円になっています。学力向上の推進委員会に交付があったもののことなんですが、こちらについては大宜味中学校の学生に村産の特産品の開発というんですか、それを受講するというんですか、開発の仕方を勉強してもらおうというか、そういった形での講師、これは何回かに分けて受講するみたいですが、この講師の費用を、人材育成でも講師の派遣の云々を見ることができるということもあって、適用して50万円を出しています。同じ金額ほどになってはいるんですが、あくまでも10件、予想として10件程度あるんじゃないかというところもあって50万円を見たというところであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今の説明でわかったんですが、これはなぜ特産品開発に、この人材育成基金が使われたかということの疑問があったんですが、今の話を聞くと、講師招聘も、これもちゃんと、あれは2条の6じゃなかったかと思うんですが、これは講師招聘もちゃんと組まれているので、これは2条の第7で支出されている形になっていたもので、7は村長の認めるものということで、これは上限がなく、予算の出せる範囲内ということでもありますので、ぜひこれも、また講師招聘で、子供たちがこの人材育成基金の一番大事な基本でもあるし、子供たちがこういった大宜味村の特産品をどのように開発して、どのように利用していくかということ、将来的にいい人材ができるあれでもいいと思いますので、ひとつこれからもこういうものをどんどん使って、子供たちの育成に頑張ってください。私はこれ開発と誤解していたものだから、今のあれで十分わかりましたので、これからも有効に使うことを願って終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第41号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること

にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第42号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第43号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第43号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第44号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第44号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第9 認定第1号 平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 収入の確保の面から、ひとつ質疑してみたいと思います。

収入確保の面については、去年も本会議で私質疑しているんですが、そのときに担当課長は、収入未済額と不納欠損の圧縮に頑張っていきたいという答弁をいただいていたわけですが、そういう答弁をいただいておりますけれども、今回の不納欠損額が対前年度比で1%減となっはいるんですが、収入未済額の総額においては、対前年度比で15%の増となっていると、監査委員の意見書にもうたわれているんです。その中で、村税においては収入未済額が1.6%の増であると、税はその収入未済額に対して、わからないこともないのですが、しかしながら使用料、手数料とか諸収入の中にある収入未済額などについては、やっぱり村のサービスを受けたものについての問題ですから、そういうところに収入未済額がこれだけ出てくるというのは、ちょっと疑問を持たなければならないわけです。その中で保育料もあるでしょう、給食費もあるでしょう、村営住宅の貸付料もあるでしょう、いずれも村からのサービスを受けたものについて収入未済額がこれだけ多額が出ているということは、本当に努力しないといけません。これはほかの方から、善良な納税をしている人からしてみると、何だこれはというふうになりかねないですね。住宅使用料の未収についてはすぐ退居はさせられないですね。それなりの法的な手続を踏まなければいけないようになるわけですから、去年もそういうことで質疑したんですが、

その圧縮に努力していきたいと。努力されている一面も見えることは見えるんですよ。しかし、全体的にやっぱりそういうふうな取るべきものはやっぱりきちんとさせるような方法もとっていかねければならないんじゃないかと思いますが、これは総合的な見知から、収入確保の面について見解だけをお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） お答えいたします。

まず、村税に関しましてお話ししたいと思います。村税の未収入額の増であります。確かに前年度比増となりまして、率として0.1の落ち込みがあるんですが、要因といたしましては、国有資産の交付金の年額の1,000万円以上の減額が率に大きく寄与しているところがあると思います。不納欠損につきましては、件数で17件の減ではあるんですが、税側といたしましては、その減よりも、まずは18条関係の不納欠損を住民税に関してはできるだけゼロに持っていく方向で、15条関係の執行停止中の不納欠損ということ而努力していくようにやっている所存であります。各滞納者、税に関しては、国保も含めてではあるんですが、全ての滞納者を調査して、それでも取れないものに関しては執行停止をかけていくというように、努力していくというところで進んでおります。使用料に関しましては、やはり滞納者も税と変わりがまして、調査検討、そこら辺ないところで厳しいところもありますが、庁舎内での徴収対策会議等の中で、もしダブるような方がいましたら、そこら辺、情報が共有できる場所はしながら、使用料の未収入に関しても圧縮していくという努力を続けていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 認定第2号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第2号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第11 認定第3号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第3号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第12 認定第4号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第13 認定第5号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第5号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 認定第6号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定につ
いてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第6号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定し
ました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時39分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に金城 勇議員、副委員長に宮城辰徳議員、決算審査特別委員会委員長に宮城辰徳議員、副委員長に前田 孝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

- 議長（平良嗣男） お諮りします。委員会審査のため9月19日、20日及び21日の3日間は、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって9月19日、20日及び21日の3日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦勞さまでした。

（午前10時46分）

平成29年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成29年9月22日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成29年9月22日 午後2時00分)

閉 会 (平成29年9月22日 午後2時52分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第38号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案第39号	大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第40号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案第41号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案第42号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
6	議案第43号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
7	議案第44号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案第37号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
9	認定第1号	平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
10	認定第2号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
11	認定第3号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
12	認定第4号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第5号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第6号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	陳情第9号	委員会の閉会中の継続審査の件 （国保単位化における国保制度改善を求める意見書の採択についての陳情書）	継 続 審 査
16	陳情第10号	こどもの医療費助成制度に係る意見書採択についての陳情	委員長報告 質疑～表決
17	意見案第7号	こどもの医療費助成制度改善を求める意見書	提案説明 付託省略
18	意見案第8号	こどもの医療費助成制度改善を求める意見書	提案説明 付託省略
19	決議案第1号	世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議	提案説明 付託省略

日程番号	事件番号	件名	摘要
20		議員派遣の件	

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第38号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第38号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 130号

平成29年9月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第38号	大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	可 決 全会一致

（吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました議案第38号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び財務課長の出席を求め、9月19日午前10時から審査をいたしました。

議案第38号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明します。沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、平成29年4月1日から適用されることに伴い、大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要があるための上程となっています。改正内容は、平成29年3月31日までとした適用期限を2年延長し、過疎法に係る省令の一部改正に伴い、対象業種を追加するものです。この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとなっています。

議案第38号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。
よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告いたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第38号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第39号 大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 132 号

平成29年9月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第39号	大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第39号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、9月19日午後1時30分から審査をいたしました。

議案第39号 大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。ネコによる村の環境衛生の保持及び自然環境保全への影響に対し改善を図るため条例の一部を改正する必要があるため今回の上程となっています。改正内容は、世界自然遺産登録に向け取り組んでいるが、野良ネコによる繁殖を抑えるため飼いネコとの区別をつけるためマイクロチップ等の処置を予算の範囲以内で行うための改正です。この条例は公布の日から施行することとなっております。

議案第39号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第39号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第40号～議案第44号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第40号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）、日程第4 議案第41号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第5 議案第42号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第6 議案第43号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第7 議案第44号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 134 号

平成29年9月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 金 城 勇

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第40号	平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第41号	平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第42号	平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第43号	平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第44号	平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致

（金城 勇 予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（金城 勇） ただいま議題となりました議案第40号から議案第44号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、9月15日午後1時30分からの審査予定を繰り上げて午前10時55分から審査を行いました。

議案第40号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）

議案第41号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第42号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第43号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び、

議案第44号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第40号から議案第44号の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第40号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成29年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第41号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成29年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成29年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第44号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成29年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第37号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第37号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第9 認定第1号 平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第2号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第3号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第5号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第14 認定第6号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大議第135号

平成29年9月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

決算審査特別委員会

委員長 宮城辰徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第37号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 全会一致
認定第1号	平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第2号	平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第3号	平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第4号	平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第5号	平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第6号	平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認定 全会一致

(宮城辰徳決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 決算審査特別委員会委員長（宮城辰徳） ただいま議題となりました議案第37号及び認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月20日、21日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。また、質疑においては村長及び教育長の出席のもと審査を行いました。

議案第37号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

及び

認定第3号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については質疑・討論はありませんでした。

認定第4号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑の内容について説明します。公共下水道事業始まって以来の滞納者が出ているが今後どのように対応していくのかとの質疑に対し、2件の滞納者がいたが、現時点では1件は完納し、もう1件については早期に納めてもらうよう努力していく。また、今後滞納者がでないように取り組んでいきたいとの答弁でした。なお、

討論はありませんでした。

認定第5号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
及び、

認定第6号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、質疑、討論はありません
でした。

認定第1号から認定第6号の6件について全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして
報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第37号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決
します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起
立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成28年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の
方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって認定第1号は、認定することに決定しました。

これから認定第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成28年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第2号は、認定することに決定しました。

これから認定第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成28年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第3号は、認定することに決定しました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成28年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第4号は、認定することに決定しました。

これから認定第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成28年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第5号は、認定することに決定しました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成28年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第6号は、認定することに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

- 議長(平良嗣男) 日程第15 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

お諮りします。陳情第9号 国保単位化における国保制度改善を求める意見書の採択についての陳情書については、継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって陳情第9号 国保単位化における国保制度改善を求める意見書の採択についての陳情書は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎陳情第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第16 陳情第10号 こどもの医療費助成制度に係る意見書採択についての陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第131号

平成29年9月22日

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理 番号	受 理 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
10	平成29年 8月30日	こどもの医療費助成制度に係る意見書採択についての陳情	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(吉濱 覺) ただいま議題となりました陳情第10号について、9月19日午前10時から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第10号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第10号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第10号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 こどもの医療費助成制度に係る意見書採択についての陳情を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第10号は、採択することに決定しました。

◎意見案第7号及び意見案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第17 全員発議により提出されました意見案第7号 子どもの医療費助成

制度改善を求める意見書及び日程第18 全員発議により提出されました意見案第8号 子どもの医療費助成制度改善を求める意見書の2件を一括して議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 意見案第7号 子どもの医療費助成制度改善を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 安里重和 吉濱 覺 大城佐一

賛成者 東 武久

提案理由 子どもの医療を受ける権利を保障し、心身共に健康に子どもたちが成長できるよう制度化を求める為。

それでは意見書を朗読します。

子どもの医療費助成制度改善を求める意見書

沖縄県における子どもの医療費無償化は、全国の水準の後追いを続けてきました。平成28年4月1日現在、厚労省調査において全国の市町村では通院無料で中学校卒業以上1387自治体、約80%に達しています。これまで市町村が子どもの医療費無料化を現物給付(窓口負担なし)で拡大した場合、国保の補助金を減額するという罰則が存在しました。「これでは少子化対策に逆行するのではないか。」という声にも押され、政府は「就学前に限り」現物給付に対する罰則を廃止しました。しかし、なぜ全廃しないのでしょうか。理解に苦しむところです。

いずれにせよ「現物給付」実現へ、全国的に歩みは確かです。沖縄県においても「通院も中学卒業まで無料とする県の助成に関する請願」が県議会で平成25年3月に全会一致で採択されております。県議会決議の精神は「全員無料化」であり、「一部負担」「所得制限」「償還払い」などは決議の精神に反するものと考えます。ところが、県が今年4月に発表した「子ども医療費助成」見直し構想は「外来窓口負担を中学卒業まで無料化」としたものの「現物給付は非課税世帯に限る」「中間層は、一部負担1日千円6歳まで償還払い」「高所得者層は、助成の対象としない」と県民を3段階に差別するものでした。県の構想に対して、次の点から懸念を示し、見直しを要請するものです。

① 応能負担の原則は、税や保険料の段階で課されるべきであり、どの子も公平に扱われるべきです。

② 所得の段階で差別することになれば、どのような区分けをしようと境界層が生じ、わずかな差で大きな差別となってしまいます。とりわけ非課税世帯の少し上の世帯は、生活が苦しい世帯であり、考慮すべきです。

③ 実務は煩雑となり、行政や診療現場での混乱を生じさせるものです。

④ 所得制限なしなどで先行実施している市町村の事業を後退させかねないものです。

子育てナンバーワンの沖縄県を実現するために、国に対しては、以下の点について、実現を要望します。

記

1. 子ども医療費無料制度を国の制度として創設すること。
2. 少子化対策に逆行する「子ども医療費助成に対する国保の補助金減額という罰則」を全廃する

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上でございます。

続きまして、意見案第8号 子どもの医療費助成制度改善を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年 9月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 仲井間宗利 金城 勇 宮城辰徳 安里重和 吉濱 覺 大城佐一

賛成者 東 武久

提案理由 子どもの医療を受ける権利を保障し、心身共に健康に子どもたちが成長できるよう制度化を求める為。

なお、本意見案の本文につきましては、先ほど提案いたしました意見案第7号と同様でございますので、要請事項と宛先のみを読み上げさせていただきます。

それでは意見案第8号の要請事項、1. 国に対して、子ども医療費無料制度の創設を求めること。

2. 平成25年県議会決議の精神にしたがい、国の制度ができるまで、沖縄県において、子ども医療費無料制度の改善にとりくみ、「中学校卒業まで」「所得制限なし」「現物給付」での完全無料化を通院でも実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先としては、沖縄県知事でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第7号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第7号 子どもの医療費助成制度改善を求める意見書を採決します。
原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第7号は、原案のとおり可決されました。

意見案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第8号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第8号 子どもの医療費助成制度改善を求める意見書を採決します。
原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 全員発議により提出されました決議案第1号 世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。4番 金城 勇議員。

（4番 金城 勇議員 登壇）

○ 4番（金城 勇） 決議案第1号 世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 金城 勇 宮城辰徳 仲井間宗利 前田 孝 安里重和 大城佐一 吉濱 覺

賛成者 東 武久

提案理由 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島において、世界自然遺産に登録されようとしているが、本村議会においても調査研究が必要である。特別委員会として十分な活動ができるようにするため「世界自然遺産調査特別委員会」を設置する。

決議案第1号

世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり世界自然遺産調査特別委員会を設置するものとする。

- 1 名称 世界自然遺産調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
- 3 目的 世界自然遺産に関する調査
- 4 委員の定数 9人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

決議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

- 議長（平良嗣男） 日程第20 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成29年9月22日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人員
11月11日 12日 13日	世界自然遺産調査特別委員会（竹富町）	全議員

派遣目的：世界自然遺産調査特別委員会の調査及び資質向上に資するため。

-
- 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時47分）

-
- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に世界自然遺産調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

世界自然遺産調査特別委員会委員長に金城 勇議員、副委員長に宮城辰徳議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

-
- 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

-
- 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第7回大宜味村議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(午後 2時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員